

福祉新聞 2008 年 12 月 8 日

< 介護未経験者雇用に助成 >

**1 日から厚労省、1 事業主 3 人まで**

介護業務の未経験者を雇用する事業主への助成制度が 1 日から始まった。未経験者 1 人につき、雇い入れ日から 1 年間で 50 万円(6 カ月ごとに 25 万円)支給される。12 月 1 日に雇用した場合、申請・支給は 2009 年 6 月になる。1 事業主の上限は 3 人まで。

未経験者とは雇用契約のもとで高齢者、障害者、障害児の介護業務に携わったことのない人で、介護の資格の有無は関係ない。ただし、新規学卒者、65 歳以上の人は除く。助成金が支給される事業主の事業は高齢者介護に限らない。

深刻な介護人材不足を背景に、厚生労働省は未経験者の雇用を促す助成金として 2009 年度の予算に 42 億円を要求。5600 カ所の事業所、1 万 6800 人の雇用を見込んでいる。

支給を受けるための要件、申請方法などの問い合わせは、都道府県労働局の職業安定部まで。